山菜類の出荷可否判断の方法

令和7年5月
相双農林事務所

確認①

まずは出荷制限品目でないかを確認する

別記「摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について」を確認する

- 出荷制限がない → 確認②
- 野生のものが出荷制限されている → 確認②
- 出荷制限されている → 出荷できません

確認②

生産者等に対し、「栽培のもの」かどうかを確認する

- 「栽培のもの」と申し出がない → 確認③（野生として）
- 「栽培のもの」と申し出がある → 確認③
- 「栽培のもの」と申し出がない → 出荷できません

確認③

下記の品目であるかを確認する

●果実7品目･･･アケビ、ギンナン、クリ、サルナシ、ナツハゼ、ヤマブドウ、ユズ
●山菜25品目･･･アサツキ、イヌドウナ、ウド、山ウド、ウワバミソウ(ミズナ、ミズ)、オオバギボウシ(ウルイ)、オヤマボクチ、キクイモ、ギョウジャニンニク、クサソテツ(コゴミ)、クレソン、サンショウ(葉、芽、実、果皮)、シオデ、ジネンジョ、セリ、ゼンマイ、タラノメ、ノビル、フキ、フキノトウ、ミヤマイラクサ(アイコ)、ムカゴ、モミジガサ(シドケ)、ユリネ、ワサビ(葉、花、根)
※ これらの品目(栽培のもの)については、モニタリング検査では「野菜類・果実類」として扱います。

- 上記の品目ではない（例：わらび など）→ 確認⑤（野生として）
- 上記の品目である → 確認④
  - 同品目の「野生のもの」について出荷制限等がされている場合、別紙1(リスト)を確認し、リストに無い場合は情報を追加してください。

確認④

別紙2 確認票により栽培要件を確認する。確認は出荷団体等(JA、直売所、卸売市場等)が行い、記録を保管する。

※確認票についてご不明な点があれば、相双農林事務所農業振興普及部へ御相談･御確認ください。

- 確認項目が一つでも× → 確認⑤（野生として）
- 確認項目が全て○ → 確認⑤（栽培として）
- 野生のものが出荷制限となっている品目で、栽培要件を満たさない場合 → 出荷できません

「野生のもの」または確認③における品目以外の「栽培のもの」
連絡先：森林林業部 TEL:0244-26-4305

確認③における品目の「栽培のもの」
連絡先：農業振興普及部 TEL:0244-26-1151

確認⑤

今シーズンの県のモニタリング検査を受けているか？

- はい → 野生として出荷
- いいえ → 森林林業部へ連絡をお願いします。→ 県モニタリング検査(森林林業部)
  - 基準値以下 → 野生として出荷
  - 基準値超過 → 新たな出荷自粛 → 出荷できません

確認⑤

これまで県のモニタリング検査(迅速検査を含む)を実施したことがあるほ場で生産された品目か？

- いいえ → 農業振興普及部へ連絡をお願いします。→ 迅速検査(相双農林事務所) 又は、モニタリング検査(農業総合センター)
  - 基準値以下 → 栽培として出荷
  - 基準値超過 → 新たな出荷自粛 → 出荷できません
- はい → 自主検査
  - 基準値以下 → 栽培として出荷
  - 基準値超過 → 出荷できません

野生として出荷

「品目名」、「野生」、「市町村名」の表記をお願いします。

※確認③品目以外の栽培のものは「栽培」として出荷

栽培として出荷

「品目名」、「栽培」、「市町村名」の表記をお願いします。